

市営墓地使用者 各位

京 都 市 保 健 福 祉 局
医 療 衛 生 推 進 室 医 療 衛 生 企 画 課

市営墓地使用权の承継について

市営墓地使用权の承継(名義変更)手続では下記の書類が必要です。関係者のご相談のうえ、承継者(新しくお墓を管理する方)を決定し、下記の書類を当課までご提出ください。

記

1 提出書類

(1)	市営墓地使用权承継届
(2)	墓地使用許可書 *紛失された場合は、承継届の下側の紛失届欄にご記入ください。
(3)	申立書
(4)	誓約書
(5)	使用者の死亡が確認できる書類 住民票(除票)、死体埋火葬許可証のコピー、戸籍(除籍)謄本のいずれか1つ
(6)	使用者と承継者の関係が確認できる書類 承継者の戸籍謄本、使用者の戸籍(除籍)謄本など * (5)で使用者の戸籍(除籍)謄本を取得され、そちらに承継者の名前の記載があれば、(5)と(6)の書類は1点で兼ねることができます。 ご不明な場合、お住まいの自治体の戸籍発行担当課(京都市では各区役所・支所の市民窓口課)で、使用者と承継者のつながりを確認できる戸籍を取りたいとご相談ください。
(7)	承継者の住所が確認できる書類 住民票の写し、運転免許証のコピーなど、氏名及び住所が記載されているもの。

2 お問合せ及び書類提出先 (書類提出は郵送で構いません。)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 管理担当

電話 075-222-3433

* 手続に関し、ご不明な点等がございましたら、当課までお問合せください。

* ご提出の書類に不備がある場合は担当からご連絡します。不備がなければ、新しい墓地使用許可書を後日送付します。